

原子力防災計画・避難計画に関する質問書

1 「緊急時対応の取りまとめ」について

- (1) 現在、志賀地域原子力防災協議会で避難計画を含む原子力防災計画の課題解決に向けた議論が進められている。志賀町地域防災計画原子力防災計画編（以下、「防災計画」）や志賀町原子力災害避難計画（以下、「避難計画」）の中で、現状では具体性に欠け、あるいは合理性に欠けていると考えられる項目について聞く。

答一志賀町地域防災計画原子力防災計画編や志賀町原子力災害避難計画につきましては、より高い実効性の確保に向けて検証を続けてまいりたいと考えております。

- (2) 志賀地域原子力防災協議会に出席し（構成員 or オブザーバー）、立地町の課題を積極的に主張してくべきではないか。

答一町もオブザーバーとして協議会への参加を求めますが、立地町の課題につきましては、県が代表することとなっております。そのため、県と町で緊密に連携し、課題を共有していくべきと考えております。

2 計画全般について

- (1) 小泉町長は「原発を誘致した自治体の責任として町民の安全・安心を守り、事故が起こらないよう監視を続けていく」と述べている（2011年6月議会）。しかし、避難計画の第1章に掲げられた目的を見ると「住民等の被ばくをできるだけ低減する」とある。被ばく前提の避難計画であり、これでは住民の安全は守られないのではないか。

答一志賀町では、国や県などとともに事故を未然に防ぐために監視を行っていますが、あらゆる事態を想定し、住民等の避難態勢を整える必要があると考え、避難計画を策定しております。

- (2) 「PAZ、UPZの一斉避難」、「全町白山市避難」、「風向きも踏まえた避難」など志賀町独自の避難行動が議会答弁で示されている。一方で防災計画や避難計画での記載は、国の指針や県の計画と同様、EALやOILを踏まえた段階的避難が基本となっている。これら町独自の対応は、県や他の防災関係機関と十分調整が行わ

れているか。

答一志賀町の避難計画については、放射線被ばくを最小限にするため、いち早くUPZ圏外(30km)へ避難することを目的に富来地域は北方(能登町)、志賀地域は南方(白山市)へ避難することが基本的な計画となっております。

したがって、防災計画及び避難計画での記載は国の指針、県の計画と同様の考え方となっております。

しかしながら、原子力発電所の事故の状況、放射性物質の放出状況及び拡散状況(風向き)等も考慮した場合、必ずしも最適でない場合については、北方避難を取りやめ、富来地域住民も南方(白山市)への避難を行う可能性があります。

3 避難行動について

(1) PAZ、UPZの一斉避難、全町白山市避難について

全面緊急事態となりPAZに避難指示が出された時点で、全町避難する方針が示されている。さらに避難計画によると、避難に時間的余裕がある場合には全町民が白山市へ避難するとされている。

ア. 全面緊急事態(EAL3)を判断する基準として避難計画では19の異常事態が示されているが、「早急な避難が必要な場合」と「時間に余裕がある場合」はどのように判断するのか。

答一原子力発電所の状況を継続的に把握し、状況に応じて判断いたします。

イ. 段階的避難と異なり大渋滞が予想される。全町白山市避難となるとさらに渋滞は深刻化する。避難時間のシミュレーションは行ったか。様々な条件下で想定される避難時間を聞く。

答一シミュレーションは行っておりませんが、様々なケースを想定し、避難時間の把握に努めたいと考えております。

ウ. 早期に避難行動を開始しても、渋滞の中、結果的にブルームによる被ばくの可能性が高まる可能性もあると思われるがどう考えるか。

答一発電所事故の状況及び気象状況により異なるかと思いますが、放射性プルームの拡散状況等を広報するなどして、最適な避難経路を周知したいと考えております。

エ. 志賀町のUPZ住民だけが早期に避難することについて、近隣のUPZ自治体の理解は得られているか。

答一今後、協議していきたいと考えております。

オ. 一斉避難となると避難バスの手配はより困難になると思われる、感染症対策も踏まえた必要台数を聞く。また、バスの手配について第一義的に責任を負うのは町か、県か。

答一放射性物質の放出状況等も鑑みる必要があるため、一概には言えませんが、全国的な状況も参考にすれば、避難住民の1割程度がバス等で避難することとなり、感染症対策も踏まえた場合、相当の台数になることは承知しております。
バス等の避難手段については、志賀町原子力災害避難計画で、国、県、町が、関係機関の協力を得て、必要な箇所へ手配することとなっております。

(2) 風向きを考えた避難先について

県は、迅速に30キロ圏外へ避難することを優先して、基本的に事前に定めた経路によって避難することを原則としている(2021.12.24 私たちの質問状への県の回答)。志賀町は風向きに応じて避難先を変えることもありうるという方針か(2021年12月議会堂下議員に対する答弁に関連して)。

答一志賀町が風向きに応じて避難先を変えることもありうるというより、令和3年12月議会において答弁をしたように、石川県が災害の状況や気象状況の他、避難先市町が被災等により受入が困難な場合には他の市町への受け入れの調整を行うことを石川県避難計画要綱において定めております。

4 児童、生徒の避難について

(1) 町内の小中学校、保育園、幼稚園での児童・生徒の保護者引き渡し開始は警戒事

態発生時か、敷地施設緊急事態に至った段階か。

答—町内の小中学校、保育園、幼稚園はすべてUPZ圏内にあり、引き渡し開始は施設敷地緊急事態に至った段階です。

- (2) 全面緊急事態に至るまで引き渡し出来なかった児童生徒がいる場合、あるいは避難に緊急を要する場合は学校等の単位で避難場所への避難もありうるが、最大で児童・生徒1,520人(学校は4月1日時点、保育所は3月1日時点の人数)の移動に必要なバスは確保できるか。学校等の避難先と保護者の避難先が異なることも多いと思われるが、保護者への連絡、避難先での児童・生徒の引き渡し方法は検討しているか。

答—各学校において災害対策本部より避難の指示を受けた段階で、引き渡しできなかった児童・生徒がいる場合は屋内退避を行った後に町災害対策本部が準備した輸送車両により避難所に避難させる計画であります。

- (3) 保護者がいずれも役場職員や学校教職員、消防署など防災業務に携わる立場にある児童・生徒への対応は検討しているか。

答—今後検討していきたいと思えます。

- (4) 志賀高校の避難計画の概要と町外から志賀高校へ通う高校生への対応、町外の高校への対応について聞く。

答—基本的には町内の小中学校と同様の対応と考えておりますが、さらに今後協議を進めていきたいと考えております。また、町外の高校については、適宜連絡を取り、必要に応じて避難等に関する対応の指示を行います。

5 安定ヨウ素剤の配布について

- (1) PAZの事前配布時期の見通しを聞く。

答—石川県では、国の基準に従い30km圏内の住民分の安定ヨウ素剤を確保している

が、長時間停止している原子炉からは放射性ヨウ素は放出されないという見解が示されているため現時点での事前配布は実施していないとのことです。

このため県では、国に対し事前配布に係るマニュアルの明確化を求め、事前配布の実施時期を慎重に検討していくとのことです。

- (2) UPZについて、防災計画では「・・・指示があった場合は、直ちに住民等に安定ヨウ素剤の配布・服用を指示する」とある。どのような配布方法を想定しているのか聞く

答一県では、30 km圏内の全ての住民等分の安定ヨウ素剤を適切に備蓄・更新するとともに、国の解説書などに基づいて、配布方法を検討しており、安定ヨウ素剤の配布訓練を実施しております。

- (3) UPZも「全面緊急事態で即時避難」ならば事前配布が必要ではないか。

答一国の解説書では、「配布に時間を要することで避難に遅れが生じる場合、配布よりも避難を優先する必要がある」とされています。

また、安定ヨウ素剤の配布・服用については、国が判断することとなっており、避難時の道路状況なども勘案し、総合的に判断されるものと考えております。

6 避難退域時検査について

- (1) PAZ内住民は、国のマニュアルでは「放射能放出前に避難するので検査の対象としない」とされている。UPZもPAZ同様「全面緊急事態で即時避難」という独自方針は、UPZも含めた全町民を、避難退域時検査場所を経由させることなく避難場所へ直行させるという意味か。

答一国のマニュアルにも定められているように放射性物質の放出前の避難においては検査対象とはされていないため、UPZ内住民の避難についても同様と考えております。但し発電所の事故の状況により避難方法が左右されるため断言はできないと考えております。

- (2) 志賀原発からの通報が遅れた場合、必ずしも放出前に避難できるとは限らない。

また避難中で渋滞となり、被ばくする可能性もある。内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減という住民の安全確保の観点から考えるならば、PAZ、UPZともに避難退域時検査を受けるべきと思うがどうか。

答—PAZ区域内の住民については全面緊急事態後、放射性物質の放出前に避難することになるため、国のマニュアル上では避難退域時検査の対象となっております。

7 要支援者の避難について

- (1) 放射線防護施設への屋内退避が必要となる可能性のある要配慮者及び介助者（施設職員）の人数は把握しているか。対象となる地区、施設ごとの人数を聞く。

答—令和4年度の避難行動要支援者名簿に登録されている避難支援を必要としている方は、

高浜地区：45名、志加浦地区：26名、堀松地区：24名、上熊野地区：12名、土田地区：30名、加茂地区：17名、下甘田地区：12名、中甘田地区：26名、福浦地区：11名、熊野地区：15名、富来地区：30名、稗造地区：8名、東増穂地区：17名、西増穂地区：11名、西海地区：26名、西浦地区：30名の合計340名となっております。

しかしながら、この中には家族等の支援により広域避難が可能な方も含まれていると思われま。

- (2) 避難に必要なバス、車椅子対応車両、ストレッチャー車両、救急車の台数はそれぞれ何台か。

答—要配慮者の避難については、入院患者や入所者の状況等により、必要となる車両台数は変動するので必要台数は確定しないが、必要数の把握に努めたいと考えております。

- (3) 避難先の施設の確保状況を聞く。県内施設だけで受入れは可能か

答—県内での避難先確保に努めてまいります。

8 長期避難への対応について

- (1) 原子力災害対策指針は福島第一原発事故と同程度（セシウム137で1万テラベクレル相当）の事故は起こりうるとの想定で策定されている。広域かつ大量の放射性物質の放出による避難の長期化を想定した避難計画が求められる。防災計画では「長期避難への対応」について簡易な記載しかない。長期避難はどの程度の期間を想定しているか。

答—応急仮設住宅の供与や被災者の健康管理、雇用就労支援事業等の被災者支援については、福島第一原子力発電所事故時の対応が参考になると考えます。

- (2) 避難が長期に及ぶかもしれない、帰れない可能性もあるということについて、住民への周知は徹底されているか。

答—住民への周知については、今後さらに普及啓発に努めたいと思います。

- (3) 避難後の生活（仕事、子どもの保育・教育環境、健康管理、損害賠償請求など）への支援について、町の基本的な考え方を聞く。

答—避難後の生活支援については、福島第一原発事故時の自治体の対応が参考になると考えられます。

9 複合災害への対応について

- (1) 地震や津波、暴風雪などの自然災害との複合災害時、住民は直面する命を脅かす自然災害に対する避難行動を優先せざるを得ない。原子力防災計画は機能しないことを認め、防災計画にも明記すべきではないか。

答—県が毎年実施している原子力防災訓練等により改善を図り、実効性を高めていきたいと考えます。

- (2) 大雪の場合、全面緊急事態となっても事実上避難できず、PAZもUPZも屋内退避せざるを得ない。避難計画は破綻すると思われるが、住民へはどのように説明しているか。

答一天候に関わらず、迅速な住民避難が行えるように迅速な初動対応を実施していけるよう、訓練等を通じて関係機関との連携強化に努めてまいります。

また、大雪等でも途絶しないよう、除雪体制の確保、道路整備の推進等による避難経路ネットワークの構築を国・県に強く要望し、町としても取り組んでまいります。

1 0 感染症対策について

- (1) 避難車両内や放射線防護施設などでは、新型コロナウイルス感染症防止対策として三密回避が求められる一方で、放射性物質からの防護措置としては密閉が求められる、相反する対応が求められる中、内閣府が示す実施ガイドラインは最終的な対応を現場丸投げにしている。町の対応を聞く。

答一検温やマスク着用などの基本的な感染症対策を徹底し、放射性物質の放出前であれば、換気等も行うこととしています。

- (2) 避難所で求められる1人当たりの面積は2倍以上となる。避難先施設の見直しは県任せか

答一県、避難先市町等としっかりと連携してまいります。

1 1 実行体制について

- (1) 原子力災害発生時、町職員が対応する防災業務は多岐にわたる。複合災害時は更に拡大する。加えて放射線防護の観点から女性の屋外での業務は避けるべきと思われる。志賀町職員数238人（令和2年、病院除く）で防災計画に定められた町職員の防災業務への対応は可能か。

答一ご質問のとおり、災害発生時の職員対応業務は多岐にわたるものと認識しております。また職員自身が被災する可能性もあり、計画通りに業務が行えない場合も考えられます。

現在実施している原子力防災訓練では、女性職員を屋外の業務から外すといった処置は特段考慮しておりませんが、原子力災害のみならず、多発する自然災害における災害に柔軟に対応できる職員を育成するためにも、各種研修、訓練を通じて防災対応力の向上に努めてまいります。

(2) 町外への庁舎移転を想定した業務継続計画は策定されているか。

答—町外への庁舎移転を想定した業務継続計画は策定しておりません。

1.2 原発への武力攻撃について

更田豊志原子力規制委員会委員長は、原発に武力攻撃があった場合の対策は「検討していない」とし、「すぐとれる対策はない」と述べている。新規制基準や原子力災害対策指針の範疇を超えた原発の新たなリスクが顕在化したことについて、どのように受け止めているか。

答—あらゆる事象を想定しなければならないと考えるが、国防に関する事象なので回答は差し控えさせていただきます。